

## PRESS RELEASE

# 庄原市低所得者世帯臨時生活支援金の支給要件確認書の誤送付について

### 【概要】

国の交付金を活用し、住民税非課税世帯に対し7万円の支援金を支給する「庄原市低所得世帯臨時生活支援金支給事業」において、1月19日に発送した「支給要件確認書」432件の内、世帯主が死亡するなどし、本来支給対象とならない19世帯および新たな世帯主宛てに送付すべきであった4件に対し、誤って送付していたことが判明しました。

### 【誤りの状況】

単身世帯の世帯主が亡くなっている世帯に対し送付したもの	17件
死亡した世帯主に対し送付したもの（新世帯主あり）	4件
世帯の全員が国外転出した世帯に対し送付したもの	2件

### 【対応】

該当の世帯に対しては、相続人などにお詫びと訂正を行い、書類の回収に努めるとともに、新たな世帯主がおられる世帯については、新世帯主へ「支給要件確認書」を送付または手交し、提出していただいています。

### 【再発防止策】

職員一人一人の意識向上をはじめ、内部の連携によるチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

## 本件に関するお問い合わせ

庄原市生活福祉部社会福祉課生活福祉係 電話 0824-73-1166

担当者：酒井・八谷 FAX 0824-73-3322